

- 積算基準類，共通仕様書等の改正

土木工事施工管理基準 の改定について

建設大臣官房技術調査室技術管理係長

やざき ごうきち
矢崎 剛吉

1. はじめに

土木工事施工管理基準は，請負者が土木工事の施工について，契約図書に定められた工期，工事目的物の出来形および品質規格の確保を図ることを目的としている。

この土木工事施工管理基準は，出来形について測定項目と測定基準を規定する「出来形管理基準」と，品質について試験項目，試験方法および試験基準を規定する「品質管理基準」等から構成される。

今般，「出来形管理基準」と「品質管理基準」

の改定を行ったのでその概要について説明する。

2. 出来形管理基準

(1) 工事工種の体系化

- ① 平成11年度版の工事工種に沿って，新たに工種を追加する等，工事工種の体系化を実施した。

(2) 施工実態等を踏まえた見直し

- ① 施工実態，類似工種との整合性等を踏まえ，測定項目，規格値等について見直しを実施した。

表—1 施工管理基準の構成

施工管理	工程管理	—
	品質管理	品質管理基準
	出来形管理	出来形管理基準

例 1)

下線部分を変更

						平成10年度版			平成12年度版		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定項目	規格値	測定基準
2	1	7	6		捨石工	基準高	- 100	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1 箇所、延長40m (又は50m)以下の ものは1施工箇所 につき2箇所。	基準高	<u>± 100</u>	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1 箇所、延長40m (又は50m)以下の ものは1施工箇所 につき2箇所。
						幅	- 100		幅	<u>- t/2</u>	
						延長	- 200		延長	<u>- t/2</u>	

例 2)

下線部分を変更

						平成10年度版			平成12年度版					
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定項目		規格値	測定基準	
3	1	3	3		捨石工	基準高			施工延長10m に つき， 1 測点当 たり 5 点以上測 定。	基準高			施工延長10m に つき， 1 測点当 たり 5 点以上測 定。	
					本均し		± 50			幅		± 50		
										表面均し		± 100		
					荒 均 し	異形ブ ロック 据付面 (乱積) の高さ	± 500		荒 均 し		± 500			
						異形ブ ロック 据付面 (乱積) 以外の 高さ	± 300				± 300			
					被 覆 均 し	異形ブ ロック 据付面 (乱積) の高さ	± 500		被 覆 均 し		± 500			
						異形ブ ロック 据付面 (乱積) 以外の 高さ	± 300				± 300			
					法長		- 100		幅は施工延長40 m(測点間隔25m の 場 合 は50m) につき 1 箇所， 延 長40m(又 は 50m)以下 の も のは 1 施工箇所 につき 2 箇所， 延長はセンター ライン及び表裏 乗肩	法長			- 100	幅は施工延長40 m(測点間隔25m の 場 合 は50m) につき 1 箇所， 延 長40m(又 は 50m)以下 の も のは 1 施工箇所 につき 2 箇所， 延長はセンター ライン及び表裏 乗肩
					天端幅		- 100			天端幅			- 100	
					天端延長		- 200			天端延長			- 200	

3. 品質管理基準

(1) 共通仕様書記載事項との整理

① 品質管理基準には現場において請負者が実施

例)

平成10年度版								平成12年度版					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート	材料	その他	骨材の単位容積重量	JISA1104	設計図書による	細骨材は300m ³ 、粗骨材は500m ³ につき1回又は、1日につき1回の割で行う	生コン使用の場合は生コン業者の試験表による						
								骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
								砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は「モルタルの圧縮強度による砂の試験」によること。	○

変更になった箇所を一部抜粋

(2) 新規工種の設定

- ① 関連技術基準等を参考に、品質管理規定を追加すべき工種を抽出し、新規工種として設定した。
- ② 共通仕様書に記載している品質管理規定のうち、現行の品質管理基準に反映されていない項目を追加した。

すべき品質管理項目を記載した。

- ② よって、資材に関しては、メーカーあるいはプラント等から現場へ納入する時点で実施する品質管理事項を明示する。施工に関しては施工時に実施すべき品質管理事項を明示した。

- ③ 以上を踏まえ、具体的には以下の工種を追加した。

- 排水性舗装工
- 簡易舗装工
- プラント再生舗装工
- ガス切断工
- 溶接工

4. 類似工種の整合化

各工種の「試験項目」「試験方法」「規格値」

「試験基準」が類似工種間において整合性を確保できるよう見直しを実施した。

例)

平成10年度版								平成12年度版					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
アンカー工	施工	必須						モルタルの圧縮強度試験	JISA1108	設計図書による	2回(午前・午後)/日		
								モルタルのフロー値試験	JISR5201	設計図書による	練りませ 開始前に 試験は2 回行い、 その平均 値をフロ ー値とす る		

変更になった箇所を一部抜粋

5. 「試験項目」「規格値」「試験方法」「試験基準」の設定根拠の明確化

- ① 関連技術基準等を参考にしつつ、現場の施工等の実態を勘案し、設定根拠を明確にするために見直しを実施した。
- ② 特に、試験項目については要否を判断して、追加・削除・修正を実施した。
- ③ なお、現行の品質管理基準にて規格値が記載されていないものは、規格値を追加した。

6. おわりに

土木工事施工管理基準は、共通仕様書と同様、設計図書の中心をなすものであり、本基準等に基づき請負者側が施工管理を行うこととなる。

土木構造物の品質を確保するためには、共通仕様書等と一体となった整備が必要であり、施工条件の一層の明確化を図るとともに、コンクリート剥落事故に代表されるような事例が発生しないよう適切に対処していく予定である。